

I. 事実の概要

- 5 C大学の学生甲・乙は、納得のいかない成績をつけた教授Aに腹いせをするために、Aが居住するマンション(RC造)に放火をしようと話し合った。
- 令和2年11月10日深夜2時頃、両名は新聞紙、ガソリンを入れたペットボトル等を用意し、周囲に人がいないことを確認したうえで、同マンション内に設置されたエレベーターに乗り込むと、両名ともに軍手を着用し、乙が新聞紙をかご内の床に敷き、これにガソリンを染み込ませた後、
- 10 甲が所持していたライターで別の新聞紙に点火し、これを床に敷いてある新聞紙に投げつけて火をつけた。その結果、かごの壁面に設置してある化粧シート約0.3平方メートルが溶解し、気化し、一部は消失するに至った。しかし、かご本体は不燃性の建材が用いられていたため火は燃え移らなかった。また化粧シートが溶解する際には人体に有毒なガスが少なからず発生していた。
- 15 甲、乙はすぐさまその場から立ち去り、野次馬に混ざってその後の様子を観察していた。そこから30分後には消防車が到着した。消防の消火活動によって、消火活動開始から10分程度で鎮火した。
- 甲・乙の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁判所第二小法廷平成元年7月7日決定

II. 問題の所在

- 20 放火罪の要件たる「焼損」の意義について。

III. 学説の状況

A説：毀棄説

目的物が建造物損壊罪における損壊の程度に達した時点をもって焼損・既遂とする説。

- 25 B説：重要部分燃焼説

独立燃焼説と効用喪失説の中間的見解であり、両説の中間の時点で既遂を認める説である。目的物の重要な部分が燃焼を開始し容易に消し止めることができなくなった時点、いわゆる「燃え上がった」時点をもって焼損・既遂とする説。

C-1説：効用喪失説

- 30 最も遅い段階で既遂を認める説。客体の重要部分が消失し本来の効用が失われる時点で焼損したと言え、その時点まで既遂に達しないとする説。

C-2説：新効用喪失説

媒介物の燃える火力によって建造物の効用が失われ、有毒ガス等によって人の生命・身体に対する危険が生じる場合も焼損とする説。

D 説：独立燃焼説¹

火が媒介物を離れ、目的物が独立に燃焼を継続しうる状態になれば焼損の段階に達したといえ、既遂となるとする説。

5 IV. 判例

最判昭和 25 年 5 月 25 日第一小法廷判決刑集 4 卷 5 号 854 頁。

[事実の概要]

被告人は貸家業を始めることを企図し、借地において 4 棟 8 戸の店舗の建築に着手したが、既に Y さんから権利金を受け取って賃貸することとなっていた建物について建築許可を得られず、取り壊さざるを得ない状況となり、賃貸契約解除に伴う権利金の違約金の金策に苦慮していた。

前期建物に火災保険をかけていたことに思い至っていた被告人は建築不許可による面目を免れ、かつ、保険金をも得て苦境を脱しようと考え、Y らがすでに居住していた建物に放火してこれを焼損させようと決意した。そこで被告人は 5 合枘に底をつけその三方に杉板を打ち付け、その底部に機械油を浸した襦褌を入れ、鉋屑を詰めた上で風呂敷に包み、Y 方 3 畳間の押入れ床下に仕掛けておき、翌日自宅から持参したスレート包装紙を約 1 尺 5 寸程の長さにひねり前記の 5 合枘に仕掛けて放火の仕掛けを完了し、ライターでこれに点火して放火、その結果 Y らの居住する同家 3 畳間の床板約 1 尺四方および押入れ床下および上段各約 3 尺四方等を焼損した。

[判旨]

証人 A の原審における供述豫審における供述記載その他原判決舉示の證據を綜合すれば、A 及びその家族の現に居住する本件家屋の一部たる三疊間の床板約一尺四方並びに押入れ床板及び上段各約三尺四方を焼燬したる原判示事實の認定を肯認することができる。そして原判決は右のごとき現に人の居住する家屋の一部を判示程度に焼燬したと判示した以上被告人の放火が判示媒介物を離れて判示家屋の部分に燃え移り獨立して燃焼する程度に達したこと明らかであるから、人の現在する建造物を焼燬した判示として欠くところはないものといわなければならない。

25 [引用の趣旨]

本判例は自作の放火装置を用い燃焼させる目的で現に人の住む住居に放火しようとしその装置だけでなく住居に燃え移ったことを評価しており、検察側のとる独立燃焼説に親和的であるため。

V. 学説の検討

30 A 説：毀棄説

損壊の程度に至ったかは、器物損壊罪の基準によって判断するため、器物損壊罪という財産犯の基準を借用することとなる。これは、財産的侵害を重視しすぎており、放火罪の公共危険罪としての側面をなおざりにしているといえる。

よって検察側は本説を採用しない。

35

¹ 井田良『講義刑法学・各論』（有斐閣,2016 年）381 頁

B 説：重要部分喪失説

「重要な部分」、「燃え上がり」という基準・概念が曖昧である。そして、重要部分の燃焼開始という基準は建造物等以外の客体には妥当せず、建造物についても、公共の危険を徴憑するものとして必要・十分であるかが疑問である。また、燃え上がっていないという燃焼形態を捕捉できない。

5

よって検察側は本説を採用しない。

C-1 説：効用喪失説

客体の効用に注目するため、財産的侵害を重視しすぎており、放火罪の公共危険罪としての性格にそぐわない。

10 効用喪失が建造物の全焼ないし半焼を意味するのだとすれば、未遂処罰規定を欠く具体的危険犯としての放火罪や失火罪の場合を考えると、既遂時期として遅すぎる²。

また、客体の重要部分という概念が不明確である。

よって検察側は本説を採用しない。

C-2 説：新効用喪失説

15 建造物を焼損することを要求する現行刑法のもとでは、目的物の燃焼によらない危険まで捕捉するべきでない。

よって検察側は本説を採用しない。

D 説：独立燃焼説

20 目的物が独立に燃焼を継続しうる段階になれば、すでに公共の危険が生ずる段階に至ったとみることができるため、本説が妥当である。また、既遂時期が早すぎ、処罰が過酷になるという指摘が考えられるが、量刑や執行猶予により妥当な結論を導くことができる。

よって、検察側は本説を採用する。

VI. 本問の検討

25 第1 甲の罪責について

1. 甲に現住建造物等放火罪(刑法 108 条、以下法典名略)が成立しないか。

2. 現住性の判断は、物理的一体性を主軸に判断し、補充的に機能的一体性を考慮するところ、本件のようなエレベーターはマンションの一部であり、物理的一体性が認められる。そのため、現住性は認められる。

30 3. 次に、「放火して」(108 条)とは、目的物の焼損を惹起させる行為をいうところ、新聞紙をかご内の床に敷き、これにガソリンを染み込ませた後、所持していたライターで別の新聞紙に点火し、これを床に敷いてある新聞紙に投げつけて火をつけた行為は、本件マンションの焼損を惹起したといえるため、「放火して」といえる。

35 4. そして、現住建造物等放火罪の既遂時期は「焼損」した時点であるところ、その文言の意義が問題となる。

² 松原芳博『刑法各論』(日本評論社,2016 年) 395 頁

(1)この点につき、検察側は独立燃焼説を採用するため、火が媒介物を離れ、目的物が独立に燃焼を継続しうる状態になれば焼損の段階に達したといえると考ええる。

(2)本件では、火が媒介物たる新聞紙を離れて化粧シートを独立に燃焼を継続しうる状態となり、実際に化粧シートを溶解させているため、「焼損した」といえる。

5 5. 以上より、甲には現住建造物等放火罪が成立し、以下の通り乙と共同正犯となる(108 条、60 条)。

第2 乙の罪責について

乙は甲と「共同して」現住建造物等放火を行っているため、甲と共同正犯となる。

10 VII. 結論

甲と乙に現住建造物等放火罪の共同正犯が成立する(108 条、60 条)。

以上